

独立行政法人日本学生支援機構 平成22年度第2回契約監視委員会 議事概要

1. 日 時：平成23年5月27日～6月9日（持ち回り審議）

2. 場 所：日本学生支援機構 市谷事務所他

3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

佐藤 正行（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

清永 秀一（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議 事

（1）平成22年度契約の概況

（2）平成22年度（12月～3月）における「競争性のない随意契約」

（3）平成22年度（12月～3月）における「一者応札・一者応募」

（4）報告事項

5. 議事概要

議題（1）平成22年度契約の概況

「随意契約等見直し計画」に基づき、平成22年度契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の改善状況を報告した。また、「随意契約等見直し計画」において点検の対象とした平成20年度の「競争性のない随意契約」146件、「一者応札、一者応募」84件に係る見直しの状況については、平成22年度の見直しの進捗状況と合わせて報告した。

議題（2）平成22年度（12月～3月）における「競争性のない随意契約」

平成22年度（12月～3月）における「競争性のない随意契約」について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、また、平成21年度に点検、見直しを行った際に、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行することとしたが、適切に実施されているか、その具体的な取組を聴取し、平成23年度以降において適当とする契約方式や更なる見直し等について審議を行った。

平成22年度（12月～3月）において契約された「競争性のない随意契約」はなかったが、年間を通じて利用している電気、ガスについて、機器の変更等に伴い利用料金が増え、新たに点検対象となった契約が2件あったことについては長期継続契約によるものであることからやむを得ないものと認められた。第1回委員会の点検内容を含め、改めて平成22年度における「競争性のない随意契約」に対する取組は適切に対応されていると認められ、

平成 23 年度以降の見直し内容等について承認された。

(主な議論等)

- ・ 東日本大震災の影響により、急遽、競争性のない随意契約を実施したということはないのか。

(機構回答) 平成 22 年度内においては、そのような実績はなかった。東北支部の建物等については被害状況を確認しており、平成 23 年度において補修等を行う予定である。

議題 (3) 平成 22 年度 (12 月～3 月) における「一者応札・一者応募」

平成 22 年度 (12 月～3 月) における「一者応札・一者応募」10 件について、一者応札となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、平成 23 年度以降において適当とする契約方式や更なる見直し等について審議を行った。

当該 10 件については、平成 23 年度においてすでに複数者による応札、応募が実施済となっているもの、参加者の有無を確認する公募であるものがほとんどであったが、その他の契約については一者応札・応募となった要因を踏まえ、平成 23 年度以降において見直すこととした内容について承認された。

第 1 回委員会の点検内容を含め、改めて平成 22 年度の機構における「一者応札・一者応募」に対する取組は適切に対応されていると認められ、平成 23 年度以降の見直し内容等について承認された。

(主な議論等)

- ・ 平成 23 年度以降の見直しについては、取組を確実に実施し、その達成に向けて努めて頂きたい。

議題 (4) 報告事項

総務省より平成 22 年度における契約状況について、随意契約等見直し計画の進捗状況も踏まえた調査が実施されており、「随意契約等見直し計画」のフォローアップ状況などについて、第 1 回、第 2 回で報告した契約の状況を取り纏めて報告する予定であることを説明し、了承された。

6. その他

契約監視委員会の議事概要を 6 月中にホームページに公表することについて事務局より各委員に説明し、了承された。